

## 碧南市食育推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定に基づき、碧南市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 碧南市食育推進計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、食育に関する施策の実施を推進すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員20人以内をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者その他市長が必要と認める者の中から、市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。
- 7 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門委員)

第5条 推進会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

### (部会)

第6条 会議に専門的事項を調査及び検討するため、碧南市食育推進部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、市長が任命する職員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、経済環境部長をもって充てる。
- 4 部会の会議は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、調査及び検討した結果を会議に報告する。

（関係者の協力）

第7条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、会議、部会に愛知県職員その他関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

- 2 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、愛知県職員その他関係者に資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第8条 推進会議の事務局は、経済環境部農務課に置く。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の議事その他推進会議の組織及び運営に關し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月30日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。